

四万十市通話録音機能の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民サービスの向上及び職員への不当な要求等の抑制を目的として使用する通話録音機能の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音機能 電話の通話内容等の音声を記録することができる機能をいう。
- (2) 通話記録 通話録音機能により記録された音声、通話日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音機能の適正な管理及び運用を図るため、通話録音機能管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音機能の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音機能管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

(運用等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音機能の利用目的、運用方法等について、市のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び四万十市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年四万十市条例第1号）を遵守し、通話録音機能及び通話記録の管理及び運用について適切な措置を講じなければならない。

(通話記録の利用及び管理)

第6条 通話記録の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は所属長の承認を得て、通話記録利用申請書（様式第1号）を管理責任者に提出しなければならない。

- 2 利用者は、通話記録の利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、法令に基づく場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 第1条に規定する目的以外のために利用しないこと。
 - (2) 記録された時の状態で保存し、これを加工しないこと。
 - (3) 複製しないこと。
 - (4) 外部に提供しないこと。
- 3 通話記録の保存期間は、記録された日から90日間とする。ただし、当該保存期間中に通話記録を保存する通話録音機能の容量の上限を超えて上書きされた場合は、その日までとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、通話録音機能の運用及び通話記録の管理について必要な事項は、管理責任者が別に定める。